

浜北地域活動・研修センター

施設使用料（単位：円）

場所・利用区分	午前9時から午後6時 午後6時から午後9時 午後9時から午後9時		
	まで1時間につき	まで1時間につき	30分まで
第1実習室 全面	580	670	330
半面	290	330	160
講堂 全面	940	1,790	890
半面	470	890	440
第2実習室	200	310	150
講座室・和室	160	230	110
講座室・洋室	200	310	150
視聴覚室	200	310	150
研修室	200	310	150
調理実習室	520	770	380
パソコン室	490	660	330
備考			

1. 利用時間の開始は正時からとし、利用時間の終了は午後9時30分まで利用する場合を除き正時までとする。
2. 利用者が300円以上の入場料（これに類するものを含み、資料代その他の実費を除く。）を徴収する場合及び商品の展示、宣伝又は販売その他の営業活動を行う場合の使用料は、所定の使用料の2倍に相当する額とする。
3. 特別の設備をした場合における当該設備に利用する電気及び水道の使用に係る使用料については、市長が定める。
4. 利用時間を15分以上超過し、又は繰り上げて利用する場合の当該超過又は繰上げに係る使用料は、次のとおりとする。
 - （1）所定の開館時間内に利用する場合は、当該超過し、又は繰上げた時間の属する利用時間区分の使用料（備考の2 に規定する利用にあっては、該当規定により算出した額とする。（2）において同じ。）に相当する額。
 - （2）所定の開館時間外に利用する場合は、1時間につき、午後6時から午後9時までの間の1時間当たりの使用料の1.5倍に相当する額。
5. 使用料を算定して得た額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
6. 団体によっては減免規定があります。